

軽自動車税 申告(報告)書兼標識交付申請書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)【登録】

令和 年 月 日		受付印		申告理由		種別		標識番号	小野市			
小野市長様 次のとおり申告及び申請します。		<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他 ()		原動機付自転車		小型特殊自動車 <input type="checkbox"/> 農耕作業用 () <input type="checkbox"/> その他 ()	旧標識番号			
						<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(50cc又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙(90ccまたは0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲(125ccまたは1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー						納税義務発生年月日
納税義務者	所有者	住所又は所在地					主たる定置場 ※()内は、旧主たる定置場所 在の市町村名を記入		1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ			
		フリガナ					所有形態		2. その他()			
		氏名又は名称					車名		型式及び年式	原動機の型式		
		生年月日	明・大 昭・平	年 月 日	電話番号				型 年式			
	使用者	住所又は所在地					車台番号		型式認定番号	総排気量又は定格出力		
		フリガナ								cc kW		
		氏名又は名称					長さ		幅	最高速度		
		生年月日	明・大 昭・平	年 月 日	電話番号		cm		cm	km/h		
								販売・譲渡証明書	上記の <input type="checkbox"/> 原動機付自転車(特定原付を除く。)・ <input type="checkbox"/> 特定原付・ <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。			
									令和 年 月 日			
届出者	住所又は所在地					住所又は所在地						
	フリガナ					氏名又は名称		Ⓜ				
	氏名又は名称					電話番号						
	電話番号					所有者及び使用者が異なる場合の 納税通知書の送付先		1. 所有者 2. 使用者				

記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車 1 台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の口（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「納税義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「納税義務者」の欄の「住所又は所在地」には都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目に○で囲むこと。
また、「4. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の口（チェック欄）にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。

- ・原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
- ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること。